

第56号議案

中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中間市国民健康保険条例（昭和34年中間市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1章の前に次の目次を付する。

### 目次

第1章 中間市が行う国民健康保険（第1条）

第2章 国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）

第3章 被保険者（第4条）

第4章 保険給付（第5条—第7条）

第5章 保健事業（第8条—第10条）

第6章 国民健康保険税（第11条）

第7章 削除

第8章 罰則（第14条—第17条）

### 附則

第2条第1項中「各号に」の次に「掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に」を加える。

第3条中「規則」を「、規則」に改める。

第5条第1項中「39万円」を「40万4,000円」に改め、同条第2項中「の支給」を削る。

第6条第2項中「の支給」を削り、「地方公務員等共済組合」を「地方公務員等共済組合法」に改め、「。以下「高齢者医療確保法」という。」を削る。

第8条中「法」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」に改め、同条第5号中「成人病」を「生活習慣病」に改め、同条第9号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第9条中「保健事業」を「、保健事業」に改める。

第14条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に、「第7項」を「第9項」に、「又は」を「若しくは」に、「若しくは同条第3項」を「又は同条第3項」に改める。

第15条中「正当の」を「正当な」に改める。

第16条中「及び」を「又は」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の中間市国民健康保険条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出産に基づく出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に基づく出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

中間市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 中間市が行う国民健康保険（第1条）</u></p> <p><u>第2章 国民健康保険運営協議会（第2条・第3条）</u></p> <p><u>第3章 被保険者（第4条）</u></p> <p><u>第4章 保険給付（第5条—第7条）</u></p> <p><u>第5章 保健事業（第8条—第10条）</u></p> <p><u>第6章 国民健康保険税（第11条）</u></p> <p><u>第7章 削除</u></p> <p><u>第8章 罰則（第14条—第17条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p>（国民健康保険運営協議会の委員の定数）</p> <p>第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に<u>掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>（1）～（4） （略）</p>	<p>（国民健康保険運営協議会の委員の定数）</p> <p>第2条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（4） （略）</p>

2 (略)

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。その他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、これを給付しない。

(葬祭費)

第6条 (略)

2 (略)

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は規則で定める。

(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して、出産育児一時金として39万円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。その他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、これを給付しない。

(葬祭費)

第6条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、これを給付しない。

（保健事業）

第8条 市は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、被保険者の健康保持増進のため、次に掲げる事業を行う。

（1）～（4） （略）

（5） 生活習慣病その他の疾病の予防

（6）～（8） （略）

（9） 前各号に掲げるもののほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第9条 前条に定めるもののほか、保健事業に関し必要な事項は、別にこれを定める。

（罰則）

第14条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、これを給付しない。

（保健事業）

第8条 市は、法第72条の4に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、被保険者の健康保持増進のため、次に掲げる事業を行う。

（1）～（4） （略）

（5） 成人病その他の疾病の予防

（6）～（8） （略）

（9） その他被保険者の健康の保持増進のために必要な事業

第9条 前条に定めるもののほか保健事業に関し必要な事項は、別にこれを定める。

（罰則）

第14条 市は、世帯主が国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以

届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、2万円以下の過料を科する。

第15条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、2万円以下の過料を科する。

第16条 市は、偽りその他不正の行為により保険税、一部負担金又はこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

下「法」という。) 第9条第1項若しくは第7項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合若しくは同条第3項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、2万円以下の過料を科する。

第15条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、2万円以下の過料を科する。

第16条 市は、偽りその他不正の行為により保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。